

令和7年度第2回岐阜県食品安全対策協議会 議事録

1 日時：令和7年11月25日（火）13：30～15：30

2 場所：県庁 3階 会議室301・302

3 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学 応用生物科学部	教授	矢部 富雄
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	後藤 美保
	岐阜県議会議員	厚生環境委員長	恩田 佳幸
消費者	生活協同組合コープぎふ	部長	後藤 康宏
	東海コープ事業連合	センター長	佐々木 浩子
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	鹿島田 穎子
	消費者代表	—	松本 博之
生産者	全国農業協同組合連合会 岐阜県本部	副本部長	林 政和
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事兼食品衛生指導員 部会長	三原 慎也

4 議題

(1) 生産から食卓までの各プロセスにおける農薬の安全性確保に関する取組

(2) その他

5 議事要旨

【池上主幹（生活衛生課）】

ただいまから、令和7年度第2回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局より御確認をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の後藤より御挨拶申し上げます。

【後藤次長（健康福祉部）】

皆さんこんにちは。健康福祉部次長の後藤でございます。

8月8日以来ということで、あの時はまだすごく暑かったですけれども、逆に今日は寒い中お越しいただき誠にありがとうございます。

11月に入ってから寒くなったりもありまして、ノロウイルスの注意報を出しております。気を付けないといけないということでございますけれども、今回は農薬ということを1つのテーマとさせていただいております。

私が農政部の友人と話しまして、日本は農薬の使い方が世界に比べて多いという話があるけどどうなのかとお聞きしたところ、当たり前じゃないかと。日本は高温多湿で、ものすごい病害虫が発生するんだと。だから農薬を使わざるを得ない。ただ節度をもってやらないといけないということで、我々は頑張っていると教えていただいたことがあります。

そんなことがありまして、今日はいろいろなところから農薬に関する取組をお聞きできるということで、私も楽しみしております。今日は是非ともいつも以上に閣達な御意見をよろしくお願ひいたします。

【池上主幹（生活衛生課）】

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、出席者名簿、配席図、そして資料が1から5となっております。不足はございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、矢部会長にお願いいたします。

【矢部委員】

それでは改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これから第2回岐阜県食品安全対策協議会を始めさせていただきます。

先ほど後藤次長からもありましたとおり、農薬についての話題で進行さ

せていただきたいと思います。冒頭にありましたように、11月に入つてから急に寒くなりまして、全国的にはインフルエンザウイルスが例年の時期よりも1ヶ月か2ヶ月早い形で流行しているということでございます。インフルエンザウイルスやコロナウイルスにはアルコール消毒ということが頭に焼きついているかと思いますけれども、今流行りつつあるノロウイルスはアルコール消毒が効かないという、全く効果がないというと語弊はあります。アルコールだけで死ぬことはないということです。エンベロープといって、外側のところに油の膜があるかないかという形でウイルスは2種類に分かれます。インフルエンザやコロナのような周りが油の膜で覆われているものはアルコールで破れてくれますが、ノロウイルスのようなものはノンエンベロープ型といって、油の膜で覆われてないウイルスになりますので、効果は不十分ということになります。そういう細かいところを説明するというよりは、いろいろ種類があるということと、どちらにも手洗いが非常に効果的だというところを徹底していく必要があるかと思います。

今日の話題になります農薬についても、国際的に含めて、日本ではそれぞれ様々な種類の農薬が使われておられておりまして、先ほど後藤次長の方からもありましたように、世界的にみますと、日本での使用量は多い方になると思います。

ただ、それがどれだけ実際に食べる食材に残っているか、という残留農薬というところを監視するといいますか、徹底して使用者が気を付けるところがあると思います。ただその辺りも日進月歩でして、私の実家も専業農家ですので、毎年私も10町歩ほどの田植えをしているのですが、昔に比べて使っている農薬が進化しているといいますか、昔はもつといろいろやっていたというのが、これだけで大丈夫というような、そういう細かいところもございます。それはものすごい強い効果的な薬を使っているという捉え方もできますけれども、適材適所で効果的に使えるようになってきたというふうにも考えることができますので、その辺りも含めて、どういったところが一般の消費者の方に配慮しているといいますか、注意を払って農薬が使われていて、基準値に達していないということをどうやって調べていくかということを、今日は一緒に知りながら、またそれをどういうふうに一般の方にも普及していくかということを考えていきたいと思います。

今日は欠席の方が多いということですけれども、また出席の方々で議論をしていければと思います。

それでは着座にて失礼します。

それではこれから議題に入ります。本日の議題は、先ほど来ありますと

おり、生産から食卓までの各プロセスにおける農薬の安全性確保に関する取組、それからその他情報提供ということで進めさせていただきます。

これらのことにつきまして説明をいただいた上で、皆様の御意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。。

ではまず、生産から食卓までの各プロセスにおける農薬の安全性確保に関する取組ということで、生産、次に小売、それから消費という各段階の順に御説明をしていただきたいと思います。

まず初めに、全国農業協同組合連合会岐阜県本部の林委員より御説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

【林委員】

全農岐阜の林と申します。よろしくお願ひします。

私からは生産者代表ということで説明したいと思います。資料を1枚めくっていただきて、ぎふクリーン農業研究センターの概要と機能について御説明したいと思います。ぎふクリーン農業研究センターは、岐阜県の農産物に関する安全性や安心感の向上、そして県民の健康増進を目的として、2004年、平成16年の8月に設立されました、一般社団法人になります。同センターにつきましては、安全性の確保と安心感の向上、また県民の健康増進という3つの柱を掲げております。県内の農畜産業の健全な発展に寄与しております。特に農産物に対しては、多角的な視点から様々な検査、調査、また研究活動等を行っています。具体的には、残留農薬の分析をはじめとした安全性の検査、また調査研究、それから啓発活動、こういった安全安心な農産物の生産と流通を支える幅広い事業を展開しているということでございます。構成メンバーにつきましては、私どもJA全農やJAの岐阜中央会を加えて岐阜県下7JAありますけども、また岐阜県庁などの行政機関や岐阜大学といった教育研究機関が参画しているということでございます。加えて、岐阜女子大学など、賛助会員も含め、産官学の連携のことで運営されております。このように、当センターにつきましては岐阜県内の関係団体が協力し合い、農産物の安全安心を担保しながら、地域農業の持続的な発展と県民の健康づくりに貢献する役割を果たしているということでございます。

続いて、3ページから6ページを御覧いただきたいと思います。ここでは、残留農薬分析の検査の概要と、いわゆる我々JAグループの役割について御説明したいと思います。トライアングルが崩れた格好になっておりますが、まず一番真ん中の岐阜県下JAの役割になります。ここにつきましては、年間計画の確認や試料の準備ということで、計画生産物の準備と

生産者との連携、こういった役割を担っておりますし、さらに岐阜県下のJAから私の全農岐阜としましては、それぞれ上がってきたものを取りまとめてさせていただいて、さらには作物別に、農産物を作つていただく過程に記帳する生産履歴を取り寄せて確認、また指導をしているということでございます。さらにこの右の方のところでありますけども、ぎふクリーン農業研究センターそのものの役割としましては、この県下の7JAから提出されましたものをぎふクリーン農業研究センターで分析するということでございます。この分析の方法につきましては2通りほどありますと、5ページを見ていただきたいのですが、5ページには個別分析と一斉分析、いわゆるスクリーニングというものがあります。まず個別分析につきましては、既知成分の残留濃度が知りたいということで、成分数は1から5ほどということで、凝縮されている検査ということでございますし、一方スクリーニングにつきましては、生産物なり出荷物の安全の確認ということで250から300、こういった成分数を調べることができるということで、隣の圃場で農薬をまいているときに、たまたま風とかで飛散をしてしまったとか、そういうことがこういった検査によって把握できるといいますか、調べることができるということで、大体大きく分けるとこの2つの検査をしているところでございます。

それから6ページを見ていただきたいのですが、6ページには簡単な棒グラフを載せてありますけれども、ぎふクリーン農業研究センターができてから毎年右上がりに件数を増やしてまして、大体年間700から900件ほどの検査を行っております。

続いて、7ページを御覧ください。検査をして問題がなければよいのですが、不幸にも農産物から農薬が検出されたということと、さらにこの農薬成分が基準値を超えた場合には、当然迅速かつ的確な対応が求められるということです。7ページに示されておりますフローチャートにつきましては、対応手順を非常にわかりやすく整理されたものと認識しております。残留農薬分析につきまして、多成分一斉分析と農薬の成分検出ということで2パターンあるということをお伝えしましたが、この2つが行われまして、そこで検出された農薬成分が基準値以内であれば、農産物の出荷は問題なく、そのまま流通させができるのですが、これが超過してしまうということになりますと、まず私どもJAによる危機管理対策本部というものが設置されまして、ここから関係機関、また担当部署が連携して迅速な対応に当たっていくということでございます。例えばどんなことをしていくかということになりますが、まず1つ目が出荷者のものについて回収などの措置が必要だということで、当然この基準値を超えてきます

と市場に流通させてはいけませんので、速やかに当該商品の回収又は出荷停止を行っていきます。さらには、そもそもどうしてこういうことが起きたのかと、その原因の究明ということで、なぜ基準値を超える残留農薬が検出されたのか、当然その原因を調査していきます。この中には様々なパターンがあるかと思います。例えば、誤って農薬を使用してしまったとか、散布機など使うときにきれいに洗われていなくて、前の農薬が残ったものを使ってしまったとか、先ほどお話したような、全然悪気はないのですが、かけてはいけない農産物に風とかで飛散してしまった、こういったものが主な原因になるかと思います。そういう原因を究明しながら再発防止の策定をしていく必要があるということで、こういったことが発生した場合にはその改善策なり方策を検討して、関係者に速やかに周知していくと、そういう取組を行っているということでございます。ちなみに、農薬取締法につきましては、農薬の製造や販売、また輸入から使用に至るまで、規制を対象としていて、特に生産段階での安全確保を中心とした法律かと認識しておりますが、食品衛生法につきましては食品の残留農薬基準が定められておりまして、流通と販売段階で安全確保を中心とした法律ということでございまして、この辺りのところにつきましては後ほど、農産園芸課さんのところでも御説明あるかと思います。こういった残留農薬の分析につきましては、不幸にも何かトラブルがあったときには、このフローチャートを活用して安全安心な農産物を消費者の皆様方に届けられるよう、標準化された対応をしているということでございます。

続いて、9ページから11ページを御覧ください。水稻の農産物の農薬散布というのを皆さんも見たことがあるかと思いますが、無人ヘリや最近流行っているドローンを活用し、広範囲を一斉に防除することで合理的な定期防除が可能になるという、非常に良いものでございます。しかも、生産者の高齢化とか、防除の労力が課題になっている昨今につきましては、こういった効率的な農薬散布は欠かせないということですが、一方では農薬が飛散しないように配慮が必要ということで、次に説明するような防除を行っているということでございます。写真の右隣に示しておりますが、例えばこの無人ヘリでいうと、散布高度が作物から3から4メーター、飛行速度が20キロ以内、また飛行時におきましては風速が地上1.5メートルの位置で毎秒3メーター以下。また、人、民家、学校や病院といったところに向けて飛行しない、このような基本ルールが定められているというところでございます。当然この実施については事前に地元の地区で住民さんに説明して、納得していただいた上で実施するというルールになっております。ちなみに、10ページを見ていただきたいのですが、散布のときに特

に注意するのはやはり交通が激しいところや学校、病院、公共施設で、こういったルールを守りながら散布しているということでございます。

無人ヘリやドローンでの散布防除についてお話ししましたが、それ以外のところですと、11ページにありますように、一般の生産者の方にはやはり栽培暦による適正防除を励行しないといけないということです。農薬は病害虫への効果だけではなく、環境など、こういったものへの影響についても安全性が確保できる使い方が求められているということで、特にJAグループとしては栽培暦を非常に大事にしておりまして、日々生産者の方に周知活動を行っているところでございます。11ページの右側には啓発のチラシを掲載しております。あとは栽培履歴で、農薬がいつどのタイミングで使われたのか、そういう記帳をしっかりとくださいということを日々、生産者の方に徹底しているということでございます。

こういったことで、このぎふクリーン農業研究センターを中心に、私どもJAグループとしましては、残留農薬の検査と適正な防除の推進、この両輪で県内の農産物の安全安心、それから信頼向上を目指しております。また検査、防除方法、あと現場での注意事項を徹底することで、県民の皆様の健康増進に努めているということで、今後ともこの取組を続けていきたいと思っております。

最後に付け加えさせていただきますと、今日も冒頭の御挨拶にありましたけれども、高温による影響で、今年は水稻でいけばカメムシの被害で斑点米が非常に多かったと認識しておりますし、あと果樹のところでいきますと、富有柿あたりが結構カメムシに食われて、非常に正品率が悪かったということで、しっかりしたものを作るために何かしら対策をしないといけないということで、特に水稻でいけば、6月中旬ぐらいに県下2会場でカメムシ防除の研修をさせていただいております。富有柿につきましても、語弊を与えるかもしれません、農薬の使用回数を2倍にしています。それぐらいしないとカメムシが排除できないということで、こういった対策をしてきましたが、今年はカメムシの越冬自体が少なかったのか、比較的カメムシ被害は少なかったかと思います。去年はカメムシ以外にも大豆辺りでかなり被害が発生しましたので、生きていくためには農薬を使わざるを得ないというのが私どもの見解でございまして、いかに生産したもの安心して食べていただくかというところを、引き続き使命として受けとめて、生産する立場として、皆さん方に食していただければありがたいと思います。

以上です。

【矢部委員】

御説明ありがとうございました。

それでは続きまして、岐阜県農産園芸課の猪原係長より御説明をお願いします。

【猪原係長】

農産園芸課の猪原と申します。

私の方からは農産園芸課における農薬に対する取組という資料に沿って説明をさせていただきます。

資料を1つめくっていただきまして、先ほどの全農岐阜県本部さんの説明にもありましたとおり、農産園芸課ということで、基本的に農薬取締法の部分においていろいろな支援や指導を、各JAさんと連携をしながらしているというところでございます。もう1枚次を見ていただくと、我々はこんなことをやっているんだということを紹介しようと思いまして、今日の資料を作っております。

1つ目としましては、1番目の農薬管理指導士の養成ということで、農薬に関する知識を有する者の育成をしております。2つ目が農薬販売店の検査ということで、農薬取締法に基づいて農薬を販売する事業者、ホームセンターや専門の販売店などそういったところに立ち入りをするというものです。それから各方面に向けての農薬に関する講習会の開催ということで、農業者や農薬販売者、農薬を使う方などに対して研修会を随時開催しております。1枚めくっていただきまして、農薬管理指導士の養成1と書いてあるスライドを御覧ください。農薬管理指導士というのは農薬の取り扱いをより適切に正しく安全にということで、農薬販売者や農薬を取り扱う業者に指導や助言をする者、正しい使い方の指導をするような方の資質向上のために都道府県として講習を行って認定している制度になります。2番目に対象者ということで、いくつかあるのですが、農薬販売業者というのは農薬を実際に売っている方になります。あと防除業者ということで、シロアリや衛生害虫を駆除するような業者で、CMを見たことがあるかと思います。3番目はゴルフ場で、ゴルフ場には当然芝生があります、周りには木がありますから、農薬が使用されておりまして、ゴルフ場のグリーンキーパーなどそういった方を対象としています。4番目はJAさんや農業リーダー、農業共済の職員などを対象としています。5番目はこれから農業に取り組もうということで農業大学校の生徒さんなどを対象にして講習を実施しております。

農薬管理指導士の養成その2という資料ですが、認定の要件になりまし

て、2日間の講習を受講していただきてかつ最後に試験を行っておりまして、その試験に合格した方につきまして知事のもと農薬管理指導士として認定をしております。3年間の有効期間を設けた認定書を発行しております、3年たちますと更新のための講習を受けていただきて、また3年間の任期をお願いするといったものになっております。現在、岐阜県にどれぐらいの方がいるかというと、令和7年度は10月に講習を行いまして、87名の方を新たに認定させていただきました。この中には先ほど紹介した農協の職員さんや学生さん、ゴルフ場の方など、いろいろな方に受講していただきました。現在、県内で約1,400名の方々が農薬管理指導士として日々業務に従事していただいている。丸々2日間、朝から夕方の講義を受けてかつ試験ということで、そこで知識を上げていただこうということでやっております。

めくっていただきまして、農薬管理指導士の養成その3というスライドを御覧ください。義務としましては1から7まであるのですが、基本的には農薬管理指導士の専門の知識をお持ちの方ということで、農薬を適正に使用するためにいろいろな指導助言を行っております。1番目は適正な使用、これは大前提になりますが、2番目としては農薬を使用した際にその影響が生じる可能性がある場合、そういう被害が出ないように防止をすること、それから環境への配慮をすることになります。3番目は定められた農薬の使用基準遵守ということで、使用基準というは何倍で薄めて、どれぐらいの面積で何リットルを使って、あとは収穫する日数の何日前までに使わないといけないとか、農薬によっては前日まで使えるものあれば1週間ともっと長いものもありますし、農薬によって非常に細かく条件が定められております。先ほど全農岐阜県本部さんからもお話をあったとおり、使用基準は残留性を考慮して国が非常に厳しい試験をクリアした基準となっております。我々としましても、農薬の使用基準を遵守していれば基本的には残留事故は起きないという、使用基準を守るように指導しております。それから農薬の適正な保管管理ということで、今は毒劇物を使用する場面が以前と比べて減ってきていますが、やはり農薬を持ってい以上、盗難があったりしてはいけません。鍵がかかる保管庫で管理するように、各JAさんと連携して指導しており、そういうことを農薬管理指導士としても指導していただいている。5番目は毒物ということで特に適切な管理使用を求められるものについての指導とか、その他注意喚起とかいろいろやっているということでございます。実際、現場でヒューマンエラーが起きる可能性もゼロではありませんが、現場で指導していただいて、適切に食品としての安全性を担保できるように我々も

取り組んでいるところでございます。

次のページは農薬販売店の検査ということで、売っているお店の検査ということになります。何をするかというと、農薬を売る場合は届出をしてくださいという制度がありまして、場合によっては毒性のあるものを販売するので届出をするということとして、そこに対して法律にもたれて都道府県知事は販売者に対して必要な限度において立ち入りをすることができるということになっております。それを県としましては、病害虫防除所という組織の職員が基本的には事前通告なく、その届出のリストから抽出した販売店に出向いて、届出の内容であるとか、実際の販売が適切に行われているかというようなことを指導しております。以前は不適切な販売されていたという事例もあったのですが、実際今立ち入り検査をしても適切なところがほとんどです。実際に立ち入りで販売記録についてしっかりと記載されていなかつたり、基本的には3年間保管しましようとなっているものが保管されていなかつたりという場合があつて指導したこともあります。また、販売店届出というのは、お店が増えたり減ったり、あるいは代表者の方が変わったり、取り扱いする区分が変わったり、そういうものは変更することになっているので、代替わりしていたとか、違う業態になったとかそういう場合はちゃんと届出してくださいということで指導しています。少しややこしい話になりますが、ホームセンターでたまにあるのですが、農地用ではなくて非農耕地用の除草剤というものがあります、農地ではなく一般の家のお庭に使うのですが、これは農業用の農薬ではありませんといったことを表示していない場合があつたりして指導をしたという実績がございます。いずれにしましても、こういう立ち入りを通して、農薬がきっちり正しく管理されて農業者で販売をされてその際に適切に使うよう指導もされているという状況を確認しているというものでございます。

めくっていただきまして、令和6年度調査ということで実際どれぐらいやっているかといいますと、人数も限られた中ではあります、令和6年度は253件に対して立入検査をしました。細かい指導はしているものの、重篤な違反などがあるという話ではなかったということを確認しています。

ちなみに、県内の農薬販売届出としては1,227件というのがありますので、5年ぐらいかけて1周できるということで、今立ち入りをやっているところです。

続きまして、農薬に関する講習会ということで、1つ目は冒頭申し上げたように全農やJAさんと連携して、農業者を対象とした講習会を随時やっております。県内に10の農林事務所があり、農業普及課という産地の農業者をサポートする所属が必要に応じて関連農業者を対象として適正使用

に関する講習会をJAさんと連携して開催しております。やはりこういった話は繰り返し繰り返しある話することで忘れることを防いだり、あるいは改めて認識を持ってもらったりということで、繰り返しやつていただいているものでございます。もちろん農家さんはプロですので、当然その法律にもたれて正しく使うということ、あるいは近年ではドローンを使うということですが、事故が起きる可能性がありますので、ドローンを飛ばす場合に道の反対側にその目印を立てる人がいて、はみ出さないようにしようと、そういった正しい使い方をしてくださいということであるとか、実際、一般車両にぶつかるという事案もあったりしますので、適正に使ってくださいという話ですとか、この辺りですと農地と一般の住宅が隣接しているという場合もありますので、そういった場合には周りに飛ばないような使い方、あるいはできるだけ使う回数を減らしていくような農薬の組み合わせといった、飛散防止措置をとってくださいということですとか、指導をしていただいております。

当然履歴をつけていただくということもやっておりまして、万が一、事故があった際にも使用状況を後から原因を推定できるようなサポート体制の構築を支援しています。

最後のページになりますが、2つ目の農薬販売関係者や農薬使用者を対象とした講習会ということで、これは先ほどの農薬管理指導士とも似ているのですが、こちらも事故事案があったときには改めて注意点を把握するということで適切な使用や保管を指導しておりますし、実際に残留農薬検査をした結果、栽培履歴に記載のないものが出るということが稀にありますけれども、それがどういった理由で起きてしまったのかということを、県としましてもJAさんと連携をしながら原因究明を実施しております。

使用したけれども記録を忘れていたとか、使用方法を少し誤っていたという事例ですが、そういった原因を把握することで次にそういった事故が起きないように、指導を継続してやっているところでございます。

資料には記載しておりませんが、販売店以外だとゴルフ場が芝生の関係で農薬を使っているのですが、病害虫防除所の職員が年間に30ヶ所程度ゴルフ場の方にも立入検査をして、農薬の使用状況を確認して適切な管理を支援しております。

簡単ではありますが農産園芸課の取組を紹介させていただきました。

以上でございます。

【矢部委員】

御説明ありがとうございました。

それでは続きまして、全岐阜県生活協同組合連合会の佐藤委員の代理としてお越しいただきました、後藤様より説明をしていただきます。

【後藤様】

本日代理で出席させていただきます、生活協同組合コープぎふの後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料は3の方になりますけれども、東海コープ事業連合商品検査センターの職員の者に説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

私どもコープぎふということで、岐阜県下の組合員の皆様に向けて安全安心な食品を届けておりますけれども、それ以外にコープあいち、コープみえの3県の生協が事業連合を共同で作って、そこで商品の調達や品質管理をしております。

今回でいきますと、その品質管理について商品検査センターを共同で作って運営しておりますので、この取組について説明をさせていただければと思います。

【佐々木様】

東海コープ事業連合商品検査センターから参りました佐々木と申します。本日は資料に沿って説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

今、コープぎふさんとの関係については後藤さんの方から説明をいただいたのですが、商品検査センターの成り立ちについて説明させていただきたいと思います。1963年に飛騨生協、1971年に消費生協、1973年に岐阜地区市民生協ということで生協ができたのですが、常に安全安心な商品を取り扱いたいということで、消費者の皆さんのが作った組織です。その頃から農薬や添加物は関心が深かった事項で、コープぎふでは創立20周年を記念して検査室を開設しています。その頃も農薬の検査ができたよかったです。この頃は食中毒の原因となる微生物検査ということで、食品衛生についての検査ということで設立されたのが成り立ちとなっております。その後、2000年にコープぎふ、コープあいち、コープみえの3生協で東海コープの検査センターを長久手に作りました。その時から農薬の検査を始めたという経緯になっています。2000年から始まった検査ですが、一斉分析というものを行っておりまして、大体150種類の農薬を測定する検査を年間400から500件しております。検査の対象は生協で流通している農産物で、一部冷凍食品、加工食品についてもやっているというのが現状になります。

めくっていただきて、農薬の検査が今日の議題ということですので、農薬の検査を始めたころの話が書いてあります。右下にグラフがあり、農薬の要注意、不適合率の年次変化が書いてあります。私どもは国の残留基準に照らして評価をしておりますが、要注意というのは基準の2分の1を超えたところでいったん評価をするというもので、不適合というのは基準を超えたところで不適合という判定をします。検査を始めた2000年頃、農薬はほとんど残留していない、それから残留していたとしてもその濃度は残留基準の10分の1くらいというのが実態としてわかり、残留農薬が基準値の2分の1を超えるという状況がとても珍しいということがわかったので、こうした結果が出た場合、農薬の使用方法に何か問題があったのではないかということで、産地にこの情報を提供していくことが改善につながるのではないかということで、残留基準値の2分の1のところで一旦評価をするということにしたということです。グラフを御覧いただくと、検査を始めた当初から要注意、不適合率が下がっているのがわかるかと思います。検査を始めた頃はポジティブリスト制や基準値の整備ができていなかつたということや、農薬の管理が今ほどしっかりとていなかつたという社会の状況があるのではないかと思われますが、こうした検査で状況がよくわかって、商品を仕入れる担当と情報を共有することで状況が良くなつていったのではないかと思います。ポジティブリスト制ができて、基準が変わっていって社会が変わったのではないかと思います。

この後に書いてありますが、2003年に食品衛生法の改正があって、農薬の残留基準が設定されることになり、同時に食品安全基本法が制定されたということで、農薬の安全性がどのように確かめられているかということを私たち消費者が確かめられるようになったことはとても大きな出来事だったのではないかと思います。それまでは状況がよくわからなかつたということもあって、農薬をなるべく使用しないほうがよいのではという意見が組合の中にあったのですが、状況がしっかりとわかるようになったので、実態を確かめて、本当のリスクレベルを確かめるということに検査の役割が変わっていきました。

1つ取組事例ということで、生協は流通と消費者の立場があるので、その取組をご紹介したいと思います。栽培自慢という、農薬の検査を始めた2000年に始まったブランドなのですが、農薬や化学肥料を減らした生産者を応援するような取組となっております。始めた当初は、農薬の使用回数を10%以上削減したものに対してこの名前を付けて紹介していました。有機栽培というような表示ができなくても、生産者が頑張っているのであればそれを応援したいという気持ちで始まったのがこのブランドになります。

先ほど栽培暦の話がありましたけれども、当時は栽培暦を作ったりとか、農薬を使用した記録を取ったりということがなかなか産地に浸透していないような時代だったので、それも含めてこんなことを管理していこうということで、この取組を始めていったという経緯があります。これから25年経って、状況が変わったので栽培自慢の取組を2011年に見直しており、使用回数を30%以上削減したものを対象とするように変わりました。それは生産技術の向上だったり、管理がなかなか行き届かなかつたりというような問題点が解決されたこと也有って変わってきてているということになります。とはいって、生産技術が上がっていたとしても、やはり農薬の使用削減は食料生産と関係するということもあるので、使用を減らすだけではなくて、適切な農薬使用を行った結果、農薬削減ができたというような考え方方が大事だと考えております。

めくっていただいて、最後に消費者の取組を御案内したいと思います。農薬の検査でわかった情報を集会や広報で情報発信をしていくことにも力を入れています。ここに例がありますが、商品を注文していただくカタログを毎週出しているのですが、農薬に限らず、いろんな食品安全の話題を組合員の皆様にお知らせしております。あとは広報紙があるのですが、月に1回情報を発信しています。また、検査センターの見学に来ていただいて、組合員の皆様と食の安全について考えるというような機会を作っています。

先ほど、検査センターができてから25年で意識が変わったというようなお話をしましたが、一方で組合員さんの意識、消費者の意識というのはあまり変わっていないというような思いを感じております。ここを何とか、農薬の実態などを周知していくことが大事なのではないかと思います。

ここからは私が仕事をしている中での感想をお話しさせていただければと思うのですが、こうやって情報発信をしていると、コープの組合員の方たちは農薬に関してすごく心配されていると思うのですが、根本的に農薬が危険だと思っているというよりは、よくわからないという不安を感じていらっしゃるのではないかと思います。学習会などでしっかりとお話をすると安心される方が多いので、農薬の問題については当事者自身が農薬そのものに向き合っていく、知っていく必要があるのではないかと思っています。消費者にしっかりと伝えていくことで安心に繋がる取組ができたらと思いながら仕事をしています。

あの資料についてはリスクコミュニケーションということで、岐阜県さんでもやられていると思いますが、生協で食の安全おしゃべり会という取組をしております。専門家の方に農薬のお話をさせていただき、参加者と

の意見交流ができるような場を設けましたということをコープの広報紙に載せました。

最後の資料にはQRコードをたくさんのせています。読み取っていただくと検査センターの中を見るることができますので、お時間のある時に見ていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

【矢部委員】

御説明ありがとうございました。

それでは最後に、岐阜県生活衛生課より御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【政井室長（生活衛生課）】

生活衛生課の政井です。

私からは資料4を使いまして、生活衛生課における残留農薬に対する取組について説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、この図は農薬の安全確保に関する規制について示したもので、先ほど農産園芸課から説明があったとおりです。生活衛生課が所管する食品衛生法では、市場や量販店に対し残留基準を超える食品の販売等の禁止を定めています。当課では所管する食品衛生法に基づいて残留農薬に対する安全確保の取組を行っています。

生活衛生課で行う取組は大きく2つで、1つ目は検査による基準値違反や農薬の検出状況の確認・指導です。2つ目は消費者への正しい知識の情報提供やリスクコミュニケーションです。

まず、検査による基準値違反や検出状況の確認・指導については、県内11保健所に配置している食品衛生監視員が農畜産物の収去などを行い、各務原市にある保健環境研究所に搬入し、検査を行っています。下の写真は、検体を細かくして下処理を行っている段階、上の写真は機器で分析を行っているところです。私たちが手に取る農産物には、国産のもの、輸入のものがあります。図は、輸入食品の監視体制を示したもので、輸入時に、輸入者が厚生労働大臣に届出た内容を確認後、違反の可能性に応じて検査による確認が行われ、国内に商品が流通します。都道府県等は、国が行う輸入時対策を国内対策により補完し、輸入食品の安全対策を行っています。県食品安全行動基本計画第5期における残留農薬対策に関する指標は2つあります。1つ目は食品衛生監視指導計画に基づく食品の残留農薬検査数目標達成率が100%であることです。2つ目は食品衛生監視指導計画に基

づく輸入食品の残留農薬検査数目標達成率が 100%であることです。令和 7 年度食品衛生監視指導計画の残留農薬検査数目標は 150 検体で、うち輸入食品は 70 検体としており、計画に沿って現在実施しているところです。生活衛生課で実施する残留農薬等検査事業における検体数と検査農薬数の令和 3 年度から 6 年度の推移です。棒グラフが検体数で青色が県内産、赤色が県外産、灰色が輸入となります。折れ線グラフは、検査農薬数を示しています。令和 6 年度は県内産 74 検体、県外産 4 検体、輸入 73 検体、合計 151 検体実施しました。検査農薬数は、延べ 31,573 農薬の検査を実施しました。同じく生活衛生課で実施する残留農薬等検査事業における基準値超過件数及び農薬検出率の令和 3 年度から 6 年度の推移です。棒グラフの青色が国産の基準値超過件数、棒グラフのオレンジ色が輸入の基準値超過件数です。折れ線グラフの青色が国産の農薬検出率、折れ線グラフのオレンジ色が輸入の農薬検出率です。令和 3 年度に輸入品で 1 件基準値超過、令和 5 年度に国産で 2 件と輸入品で 1 件基準値超過が判明しました。農薬検出率は、基準値に至らないものの、何かしらの農薬が検出された割合となります。おおむねですが、輸入品では 40~50%、国内産では 20~40% の間で推移しています。先ほどの基準値超過 4 検体の概要になります。令和 3 年度は中国産のダイコン、令和 5 年度は中国産のショウガから殺虫剤が基準値を超えて検出されました。いざれも輸入者を管轄する自治体に調査を依頼し、原因究明や廃棄等が行われました。また、国産では、令和 5 年に県内産のピーマンとサトイモから殺虫剤が基準値を超えて検出されており、保健所は自主回収を指導し事業者が店頭告知を行ったほか、農政部と連携して原因究明等指導を行いました。

生活衛生課の残留農薬に対する取組の 2 つ目、消費者への正しい知識の情報提供やリスクコミュニケーションについてです。スライドは、岐阜県が例年実施している「食品の安全性に関するアンケート調査」の結果です。グラフは、残留農薬について食品の安全性の観点から、どのように感じますか? という質問に対して、非常に不安、どちらかといえば不安と回答した方の割合の推移です。残留農薬は、例年不安層の割合が高く、上位 3 位内に入っている項目です。令和 5 年度は 1 位となっております。令和 5 年度の県民アンケートでは、残留農薬について詳しく聞いています。令和 5 年度は 1,023 人からの回答をいただきました。安全性は保たれていると回答した方は 30%、安全性は保たれていないと回答した方は 25%、分からないと回答した方が最も多く 41% でした。この分からないと回答した 41% の方が残留農薬に対し、なんとなく不安に感じており、不安層に反映されているものと考えられます。では、残留農薬の安全性について、なぜ不安な

のかという問い合わせに対し、「人体への影響が心配」が最も多く22.4%、「輸入食品が信頼できない」が19.7%、「農薬の規制制度を知らない」が18.4%となっています。次に「行政の監視や指導が不足している」や「法律などによる規制が不十分」と続いています。少数ではありますが、国内の生産者が信用できない、生産者の顔が見えないといった理由もあげられています。残留農薬の安全性の確認のため、検査を実施する機関として県民の認知度は、国(検疫所)が最も多く54.5%、岐阜県が52.4%、岐阜市が27.5%、そして「検査をしていることを知らなかった」が19%でした。約半数の県民が行政機関で残留農薬の検査を実施していることを知っていましたが、約20%の県民が、検査により安全性を確認していることを知りませんでした。残留農薬の基準値は1日摂取許容量や急性参照用量から算出されていますが、それらについて「よく知っている」と回答した方は4%、「多少知っている」が20%、「あまり知らない」、「全く知らない」がいずれも36%であわせて72%と、ほとんどの方が残留農薬の基準値設定の方法に関して知らないという状況です。

こちらは、令和6年度の県民アンケートで、リスクコミュニケーション事業でどのようなテーマを取り上げてほしいかという質問に対する回答です。不安層が多かった残留農薬ですが、残留農薬について聞きたいと思っている方は24.2%でした。最も多かったのは食品添加物、次に輸入食品、健康食品と続いています。

表は、令和元年度から6年度までの消費者への残留農薬をテーマとしたリスクコミュニケーションの実績です。県民からの要望に応じて残留農薬をテーマとした出前講座を元年度、2年度、5年度に各1回実施しました。毎月1回発行しております「食卓の安全・安心ニュース」で令和3年度と4年度に1回ずつ取り上げました。令和5年度には、食の安全安心シンポジウムで「県内外における輸入食品の残留農薬の検出状況について」と題し講演を行いました。令和6年度は食品安全対策モニター研修会にて、農薬の規制をテーマとして、農産園芸課、生活衛生課から講習を行いました。今後も引き続き食の安全安心の取組を進めてまいりたいと考えております。

生活衛生課からは以上です。

【矢部委員】

御説明ありがとうございました。

それでは皆様から御説明をいただきましたので、委員の方の御意見を伺っていきたいと思います。説明をいただきました生産から食卓までの各プロセスにおける農薬の安全性確保に関する取組について、御意見や御指摘

などを自由に発言していただきたいと思います。順番につきましては恒例に従いまして、消費者、生産者、流通業者、学識経験者の順で御意見を賜りたいと思います。

それではまず初めに消費者代表ということで、本日代理でご出席いただいております、全岐阜県生活協同組合連合会の後藤様より御意見を頂きたいと思います。

【後藤様】

いろいろ御説明いただきましてありがとうございました。

私どもはコープぎふの業務をさせていただいておりますけれども、改めて県民の皆様に安全な商品をお届けできているのではないかと感じました。自分は仕事柄産地に行ったり農業に関わる方々に接したりする機会が多いのですが、やはり農薬を使わないと、商品を10年、20年先に県民の皆様にお届けできないのではないかという危機感を覚えるような状況があるかと思います。適正に農薬は使いながらも商品を生産していくということに取り組んでいきたいと考えています。一方で、農薬を使うということは、農業に携わる方々にとっても体への負担にもなりますので、そういうものを減らしていくということをご一緒できないかと思うこともあります。

あと県民の皆様に関しましては、やはり正しく理解してもらう、先ほどリスクコミュニケーションというお話もありましたけど、状況がわからぬいがゆえの不安がたくさんあるかと感じてますので、東海コープ事業連合や地域の皆さんと連携してそういうことを正しく理解できるようなことができたらいいなと感じました。

ありがとうございました。

【矢部委員】

御意見ありがとうございました。

それでは佐々木様、御意見をよろしくお願ひいたします。

【佐々木様】

いろいろお話していただきありがとうございました。

私は農薬の検査の結果がどのくらいでてくるか、どのくらいの濃度で検出されるかということをお話しするのですが、私は検査の立場で話をするので、生産の話は組合員さんの方々にはできないということがあります。食の安全を考えるときは生産の立場を知らないで不安だとばかり言ってはいけないと思いますので、生産の場面がどんなところかを事情を共有して

いきながら情報を伝えられたらと思いながらお話を聞いておりました。
ありがとうございました。

【矢部委員】

ありがとうございました。
それでは続きまして、岐阜県食生活改善推進員協議会の鹿島田委員より御意見いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【鹿島田委員】

とても難しいと思います。使ってはいけないけど使わないといけないということを私たちも理解しないといけないと思います。出前講座を何回か受けさせていただいて、いろいろ勉強させていただくと、そのときはそうだなと思いながら聞いているのですが、細かいことまではわかりませんので、また今度講座をお願いしたいと思っております。

食改としましては、今年度から食農体験ということをやらせていただいております。植え付けから収穫、調理までという形で、サツマイモを植えて、それから幼稚園のお母さんと収穫から全部やって、10月8日に収穫祭をやりまして、サツマイモのご飯とデザートを作る予定でした。そこでも安心なものでないとだめなのですが、その時ピーマンのきらいなお子さんがいました。おじいさんが畑を作つていらっしゃるそうですが、おじいさんが子供と一緒にとったものは全然食べられなかつたそうです。ですが、自分が一生懸命取つてお母さんと一緒に食事を作ると食べられたということでした。やはり自分が作つているものは食べられるというのであるので、安心と安全、そういうのでやつていけるといいと思います。いろんなものが食べられるというのはうれしいですから、そんな風に進めていきたいと思います。

今日はありがとうございました。

【矢部委員】

ありがとうございました。
それでは続きまして、消費者代表として松本委員より御意見いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【松本委員】

まとまりのない話になつてしまふかもしれません、身边に農薬に詳しい方がおりまして、そういう人からいろんな話を聞いているので、自分と

しては農薬のことをそれなり正しく理解しているつもりです。農薬を否定することもないですし、農薬を使っていないものを選ぶという生活はしていませんが、何とも思っていないかといわれたら、例えばレタスが並んでいて、片方は農薬を一回も使っていないもの、もう片方は10回使っているもので、値段も見てくれも同じだったらどちらを選ぶかといったら、多分使っていない方を選ぶだろうなと思いながら話を聞いていました。頭でわかっていても、それが自分の行動に完全に反映されるわけではないでしょうし、農薬のことに触れる機会がない一般消費者の方からしてみたら、意味がよくわからないということで不安に思われるのだと思います。ネットで調べればご立派な肩書きの方々がいろいろな情報を発信していて、当然肩書きの立派な方が発信された情報はそれなりに信用してしまうし、そういう中で不安なのだろうと思います。資料4を見ても、不安に思う人がたくさんいるのに、話を聞きたい人はあまりいない。ここが複雑というか、どうせ聞いたってわからないというふうなのではないかと思いました。

今日いろいろな方のお話を聞いて思いましたが、生産から流通、いろいろな過程のところで、行政の方もそうですが、食の安全を守るということで、自分たちの立場でいろいろな活動をされていて、いろいろな情報発信をされていると思いますが、それぞれの立場でそれが発信しているだけではこういう難しい話に耳を傾けようとはならないと思います。例えば、農薬というテーマでそれぞれの立場の方がこんな取組をしているのだということを、ステークホルダー交流会のように、消費者の方も一斉に集まってというようなことができると、もう少し理解が深まるのではないかと思います。学習会というと構えてしまいますが、学習会ではなくて、思っていることを話し合いましょうというような、そんなことができると安全安心に進んでいくのではないかと感じました。

あと、生活衛生課の方の資料で質問があります。輸入食品の輸入農産物の検査をされているということで、これはおそらく愛知県とか、いろいろな県もやられていると思いますが、例えば愛知県はグレープフルーツで、岐阜県はオレンジを担当しますというような、そういう分担をされているのでしょうか。

【政井室長（生活衛生課）】

分担という形ではないですし、国が農産物を各県に割り当てるというような形でもなくして、各都道府県が計画を立ててやっているものになります。

【松本委員】

ありがとうございます。

業務の壁を越えて、全体でいろいろなものができるようになるといいかと思います。

ありがとうございました。以上です。

【矢部委員】

ありがとうございました。

それでは続きまして生産者の方からということで、全国農業協同組合連合会岐阜県本部の林委員より御意見いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【林委員】

お疲れ様です。

松本さんからもありましたように、農薬に関するアンケート結果の資料を見せていただくと、6割7割ぐらいが不安に思うというアンケート結果がありながら、それに対するアクションがないというところが、生産する立場としてはアピールしているつもりでも受け手に受けてもらえていないのか、キャッチボールがうまくいっていないのかというところで歯がゆさを感じているところです。

こういう状況ではありますけれども、やはりお話を聞かせていただきますと、やはり一生懸命やってみるというところになってきますし、生産する立場としても起点になるところだと思っておりますので、引き続き皆さん方に県内農産物をおいしく食していただくようにしたい。農薬を使わなくて済めば一番いいと思っておりますが、そうはいっても使わないといけない時には適量といいますか、先ほど少し薬のことを話しましたけれども、風邪を引いたら年齢にわからて何錠まで飲んでよいというのと一緒に、飲みすぎたりすると副作用が出るかと思います。そういうことを守りながら農産物の生産に携わっていけたらと思っております。

本日はありがとうございました。

【矢部委員】

ありがとうございました。

同じく生産者の立場からということで、岐阜県食品衛生協会の三原委員より御意見をいただきます。よろしくお願ひいたします。

【三原委員】

今生産者とおっしゃいましたが、私たち飲食店はどちらかというと消費者に一番近いところで、買ってきたものを調理して出すということですので、あまり生産者とはいえないのではないかと思いました。

農薬に関して、生産者をはじめ、農薬を扱っている人や行政の方々がこれだけのことをして、県民の方にできるだけ残留農薬の少ない商品を流通させて、安全なものを提供できるように県全部がこれだけ動いて、こういうものが我々の手に届くということを聞きまして、非常に楽しいと思ったところです。一般的のスーパーや市場で買ってくるものは安全なので、それをそのまま食せばよいというような思いをしたところです。

飲食店といたしましては、安全なものを買ってきて、調理して提供するというのが一番ですが、今日の話を聞いていると、自分の農地で作った食材を出している小さな飲食店が一番危ないのではないかと思いました。そのようなところも無農薬でやっている方も多いと思いますが、これだけ皆さんが努力していらっしゃるので、安心安全なものを使わせていただいているということで安心しております。

ありがとうございました。

【矢部委員】

ありがとうございました。

それでは続きまして、学識経験者のお立場からということで、岐阜県栄養士会の後藤委員よりお願ひいたします。

【後藤委員】

岐阜県栄養士会の後藤です。よろしくお願ひします。

先ほどから皆様がおっしゃっていることと同じようなことなのですが、生産者や行政、小売の方がそれぞれの立場で監視をしていただいているということが心強いと感じました。

学校給食の現場では、特別支援学級の子供たちが学校農園というものをやっているのですが、農薬を使わないのですごく虫がでてきます。ちょうどトマトの実がなるころにアブラムシがついたりして、子供たちも四苦八苦しています。薬を使わないので、なかなか自分たちの口に入らないもどかしさを子供たちは感じているだろうと思います。もう1つの敵はカラスです。網をかけてもカラスは上手にぬけて、トマトがちょうど赤くなったりころにトマトをつつくようです。学校給食に使ってほしいということで作ってくれるのですが、なかなか大量にとはいきないので、そういうことを学んでいるのではないかと思います。岐阜市の場合だと、学校給食は

32,000 食ありますので、例えば 10 グラムの人参を使おうと思うと、市内だけで 400 キログラムの人参を用意しないといけません。それを安定供給ということになると、農薬であるとか、化学肥料というが必要になると思います。その反面薬というのがみそになるといいますか、薬を使っているとそれが危ないのではないかというマイナスのイメージが先行してしまうのではないかと思います。先ほど風邪薬のお話がありましたが、そういったこととは別のものとして考えてしまっているかと思います。知らないものや見たり聞いたりしたことのないものに不安を感じると思うので、こういった取組をオープンにしていただいて、これからも続けていただくのがよいかと思います。

たまにニュースで、認められていない農薬が出てきたほうれん草があつて回収したという話も出ています。自主回収に繋がったのでよかったですかもしれませんが、安心して使えるような体制を作っていただきたいと思っております。

【矢部委員】

ありがとうございました。

それでは続きまして、岐阜県議会議員の恩田委員より御意見いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【恩田委員】

本日は大変貴重な説明をしていただきありがとうございました。

私はこの分野の専門家ではありませんので、専門的な知見から意見を述べる立場ではありませんが、残留農薬という一点に関してこうした話し合いをするだけでもこれだけの機関と専門家の方々、長い時間の説明が必要になる中で、添加物やその他の不安要素も多々あるわけであります。

私も子供がまだ小さいので、食については気になりますし、中山間地域に暮らしておりますので、先ほどドローンで住宅地から距離を置いてという話がありましたが、とても近い距離でまいてますけれども、横の自分が植えてある木が枯れていないので、大丈夫なのだろうなと思っています。

こうした中で、不安要素を解消していくためには研修会や講演会というものが必要なかもしれません、やはり大勢の方に来ていただいても意見交換をするのは限られた機会しかないですし、デジタル技術が進化している中で、来年再来年になればまた状況も変わって、そういうところで常にどなたでも質問できて、どなたでも適切な回答が得られて、そしてその中で県民の皆さんのが何を不安に思っているのかというデータが蓄積できる

ような、そんな双方でやりとりできるような不安の解消の仕方といいますか、解決方法を出していくのがこれから時代必要なではないかと感じておりますので、1つの意見として参考にしていただければと思います。

【矢部委員】

ありがとうございました。

それでは最後は私の方からということで、先ほどありました農薬の安全性というところで、日本の農薬の基準は国の食品安全委員会という専門家会議で、大学などの研究者らが科学的知見をもとに決めております。資料にはADIという言葉がでていて、どうやって決められているかということは、専門的に言えば知る必要はありませんが、決め方としては、農薬がどの程度健康被害を出すのかということを動物を使って測定しています。基準値の決め方の大前提としては、それをその人が一度食べただけで健康被害が出るような量で評価するのではなく、一生食べ続けた場合の影響を想定して基準が決められています。実際には人で試験をしておりませんから、動物を使って基準値を決めます。そうすると、それが人に対してその値でいいのかというのはわかりませんので、決められた値の10分の1の値をとりあえず健康被害が出る値とします。ただし、それも個人差がありますので、個人差を考慮してその決められた値をさらに10分の1にします。ですので、動物実験で一生食べ続けても全く健康被害が出なかつた値の100分の1の量が基準値として、いわゆるADIという値として定められております。先ほどの資料の基準値超過検体の概要というところで、輸入物の中で生姜からクロチアニジンという殺虫剤が検出されたということで、基準値の3700%検出されたという数字を見ると、大量の農薬が検出されていると思ってしまいますけれども、先ほどの計算で言いますと、これは食べてもすぐに健康に影響が出ることはないということとして、そういう意味でいうと、残留農薬の決められた基準値を守っている限り、健康被害が出ることはほぼありえないということになります。先ほどありました、認められていない農薬というのはなぜ認められていないのかといいますと、安全性に関する十分なデータがないと判断されたために使用が認められていないものですから、そういうもののを使っていいかどうかというのは当然検査によってはじかれる必要があります。やはり、こういった検査体制の中で出てくる中では過度に心配する必要はないというレベルに達しているかと思います。

消費者の方々が不安に思うというところの一番の問題点は、誰を信用するか、どこを信用するかというところで、どうしても信用できない相手に

対しての不安というところがあるのではないかと思います。そういう意味では、県としての食品安全対策もそうですし、もっといえば県としても信頼してもらわないといけないかもしれませんし、さらには国として信頼してもらわないといけないというところです。

実は、植物の立場でいいますと、流通している野菜は品種改良によって農薬を当てにしているというところがあります。無農薬で作られる野菜が品種改良によって生み出されたものではなくて、在来のものであつたらいのですが、現在流通している普通の野菜や果物を無農薬で作った場合、植物側が自分で自分を守らないといけない、農薬に頼っていた部分を自分で守らないといけないということになり、普段作られていないような物質をその野菜や果物が作ろうとします。それがいわゆる栄養成分だったらいわけですが、その中には人にとって好ましくない成分も含まれてきますから、そういった農薬を使わないリスクがあるということです。そういう意味ではいろいろな研究といいますか、どういった生産の仕方がいいのかというのは、これからも調べていかないといけないと思います。

両極端といいますか、農薬が駄目とか、無農薬がいいとか、先ほど鹿島田委員の方から難しい問題だという話がありました。不安という精神的なところも含めて非常に難しい問題だと思いますが、基本的には気にしなくていいというぐらいに浸透しているというところがベースになるかと思いますので、引き続き科学的な要素も含めて浸透していかなければと思いました。

ありがとうございました。

それではもう1つ議題があります。その他情報提供としまして、第5期岐阜県食品安全行動基本計画の見直しにつきまして、事務局の方から説明をしていただきます。それではよろしくお願いします。

【政井室長（生活衛生課）】

引き続き生活衛生課の方から説明させていただきます。資料の5を御覧ください。

食品安全行動基本計画第5期の施策の方向3、将来にわたる安全な食生活の確保に設定しております、ぎふ清流GAPや、地産地消等の指標につきましては、ぎふ農業・農村基本計画の目標を適用することとなっております。しかしながら、現行のぎふ農業・農村基本計画が今年度末に終期を迎えることから、現在、新たな農政の基本計画の策定を進めており、食品安全行動基本計画の該当部分の見直しも想定されることから、他の指標も合わせ令和8年度に中間見直しを行うことといたしました。

スケジュールとしましては、まずは2月に開催予定の第3回食品安全対

策協議会におきまして、計画の見直し案を報告させていただき、委員の皆様より御意見をいただきたいと考えております。皆様からの御意見を踏まえて計画を見直し、令和8年8月に開催予定の第1回食品安全対策協議会におきまして計画の見直しを報告させていただきます。その後、9月議会に報告し、公表するスケジュールで考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

【矢部委員】

ありがとうございました。

ただいまの見直しに係るスケジュールにつきまして、委員の皆様から御意見、御指摘など発言していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

基本的には来年の10月に策定ということで進めていきたいと思いますけれども、私の任期は3月までですので、見届けることができないということになります。昨年からいろいろ御意見いただいているとおり、目標達成のために結構な見直しが必要なのではないかというところを調整して、ぎふ農業・農村基本計画とも合致させながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、こちらで用意した議題につきましては以上となりますので、事務局の方にお返しします。

【池上主幹（生活衛生課）】

ありがとうございました。

以上をもちまして第2回食品安全対策協議会を終了させていただきます。

次回の第3回食品安全対策協議会ですが、2月の18日水曜日、同じ時間の13時30分からを予定しておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、委員の皆様、本日はありがとうございました。